

就学援助制度を ご存じですか

教育委員会庶務課 ☎66・1166

経済的な理由から、子どもを小・中学校に通学させることが困難な家庭に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などを補助します。

詳しくは、各学校または教育委員会庶務課へお問い合わせください。

軽自動車などの 廃車、名義・住所変更 手続きはお早めに

税務課 ☎66・1115

軽自動車税は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者に課税されます。したがって、廃車、譲渡、盗難などにより実際に車を所有していても、所定の届出をしておかないといつまでも税金がかかります。

軽自動車税は、月割りで計算しません。4月1日以降に手続きをしても税金の払い戻しはありませんので、廃車や譲渡をされたときは、お早め
に手続きをしてください。

次に該当する方は手続きを

お忘れなくお願いします。
①現在使用していない原動機付自転車、軽自動車などを所有している方で、廃車手続きを済ませていない方
②転入・転出をしても車の住所変更をしていない方
③友人、知人に車を譲渡しても名義変更の手続きをしていない方

※3月下旬は窓口が大変混雑しますので、なるべくお早めに手続きを済ませるようお願いいたします。

◆おもな軽自動車の税額

- 原動機付自転車**
- 総排気量が50cc以下 千円
 - 総排気量が50ccを超え90cc以下 千200円
 - 総排気量が90ccを超え125cc以下の二輪 千600円
- 小型特殊自動車**
- 農耕作業用 千600円
 - その他のもの 千700円
- 軽自動車**
- 軽二輪 千400円
 - 四輪の乗用車 千200円
 - 四輪の貨物車 千400円
- 二輪の小型自動車**
- 総排気量が250ccを超えるもの 千400円
- 普通自動車の登録検査および

【検査】
☎0532・32・8822
【登録】
☎0532・32・8821

| 車種 | 原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車 | 軽自動車 | | 二輪の小型自動車 |
|----------|---|--|--|--|
| | | 二輪(126cc~250cc) | 四輪 | (250cc以上のバイク) |
| 届出先 | 市役所税務課 税政担当 | 愛知県軽自動車協会 (豊橋分室) ☎0532・34・4601 | 愛知県軽自動車検査協会 (豊橋支所) ☎0532・34・3311 | 愛知県陸運支局豊橋自動車 検査登録事務所 ☎0532・32・8821 |
| 届出に必要なもの | 〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 〈名義変更〉 ・印鑑(新・旧所有者両方) ・標識交付書 | 〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 ・自動車検査証(軽二輪126~250ccは軽自動車届出済証) 〈名義変更・住所変更〉 ・新所有者の住民票の写し ・自動車検査証(軽二輪126~250ccは軽自動車届出済証) ※手続きは、自家用自動車組合(蒲郡警察署北 ☎69・5105)で代行してくれます。 | 〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 ・自動車検査証(軽二輪126~250ccは軽自動車届出済証) 〈名義変更・住所変更〉 ・新所有者の住民票の写し ・自賠責保険証 ・印鑑(新・旧所有者両方) ・自動車検査証(軽二輪126~250ccは軽自動車届出済証) ※手続きは、自家用自動車組合(蒲郡警察署北 ☎69・5105)で代行してくれます。 | 〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 ・自動車検査証(軽二輪126~250ccは軽自動車届出済証) 〈名義変更・住所変更〉 ・新所有者の住民票の写し ・自賠責保険証 ・印鑑(新・旧所有者両方) ・自動車検査証(軽二輪126~250ccは軽自動車届出済証) ※手続きは、自家用自動車組合(蒲郡警察署北 ☎69・5105)で代行してくれます。 |

おむつの必要証明書 を発行します

長寿課 ☎66・1176

確定申告でおむつ代の医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方で、介護認定を受ける際の主治医意見書に所定の記載がされている要介護認定者は、市が発行する「おむつ必要証明書」で申請できます。発行をご希望の方は、長寿課介護保険担当へ。

「障害者控除対象者認定書」の交付申請を

長寿課 ☎66・1176

次の①または②に該当する方は、市が発行する「障害者控除対象者認定書」で、確定申告における障害者控除の適用を受けることができます。交付をご希望の方は、長寿課介護保険担当へ。

①年齢65歳以上で介護保険制度に基づく要介護認定(1~5)を受けている方

②在宅ねたきり老人等手当を受給している方

お気軽にご相談ください
相談は無料。秘密厳守です。
場所●勤労福祉会館相談室

よろず相談

とき 3月13日(日)
午前10時~午後3時
相談員 民生児童委員

法律相談(予約制)

とき 3月3日(金)・17日(金) 午後1時~4時
※予約受付:3月3日は2月20日(日)、3月17日は3月6日(日)からです。
相談員 弁護士

問合先 両方ともに ☎69・3911

| 名称 | とき | ところ | 相談員 | 問合先 |
|--------|----------------------------------|----------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 一般 | 2月24日(金)、3月10日(金) 10:00~15:00 | 家庭児童相談室 (市役所新館2階) | 愛知県 女性相談員 | 家庭児童 相談室 ☎66・1213 |
| 子育て家庭 | 毎週月~金曜日 9:30~17:00 | | 家庭児童 相談員 | |
| 母子家庭等 | 毎週月・火・水曜日 9:30~17:00 | 児童課 | 母子自立 支援員 | 児童課 ☎66・1108 |
| 母子家庭就業 | 2月28日(火)、3月28日(火) 10:00~16:00 | | 母子就業 相談員 | |
| 育児不安 | 毎週月~金曜日 9:00~16:00 | | 蒲郡市地域子育て支援センター (みどり保育園内) | 子育て支援センター職員 (主任保育士) |